

全額繰り上げ償還の注意事項
・償還猶予期間終了後で、猶予金があるときの全額繰上償還は、未償還元利金に猶予金の残額を加えた額とする

臨時償還手続申込書

令和〇〇年 3月 6日

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合
理事長 殿

臨時償還を希望する月の
10日頃までに申し込むこと

職員番号	2	3	4	5	6	7
------	---	---	---	---	---	---

所属名 鹿児島市立互助小学校

氏名 互助 太郎



私が、貴組合から受けている貸付金については、下記のとおり臨時償還を申し込みます。

申込後に互助組合より送付される払込通知書によって、原則、最寄りの鹿児島銀行で払い込めば臨時償還は完了となる
(鹿児島銀行が遠隔の場合は、郵便局が利用できるが、申込時にその旨を伝える)

貸付種別	自動車	臨時償還年月	〇〇年 3月 (払込期限は各月21日まで)
償還種別	1 一部繰上償還 ・ ② 全額繰上償還		
一部繰上償還額(10万円以上) 円	毎月償還部分	円	
	ボーナス償還部分	円	
一部繰上償還後の償還方法	1 償還月額を変更(償還月額を少なくして償還回数は変えない。)		
	2 償還回数を変更(償還月額は変えないで償還回数を短くする。)		
	3 償還月額・回数を変更(償還月額を多くして償還回数を短くする。)		
確認欄	資金前渡職員名	印	
	県事協 桜子		

記入内容を確認し、事務職員が署名捺印する

- (注) 1 該当する「償還種別」を○で囲んでください。
 2 償還種別が一部繰上償還の場合は、「一部繰上償還額」を記入し、希望する「一部繰上償還後の償還方法」を○で囲んでください。
 3 償還種別が一部繰上償還の場合で、ボーナス併用償還の場合は、一部繰上償還額の「毎月償還部分」、「ボーナス償還部分」の内訳を記入してください。
 4 一部繰上償還の額は10万円以上で、ボーナス併用償還の場合のボーナス償還部分の額は、一部繰上償還額の2分の1以上で、ボーナス1回分の償還額以上です。
 5 一部繰上償還後の償還方法について、償還回数を長くすることはできません。
 6 確認欄は所属の資金前渡職員に記入(ゴム印可)・押印を依頼してください。
 7 払込期限は、21日が休日の場合は直前の金融機関営業日までです。
 8 複数口返済される場合は、1口毎(貸付毎)に申込書を提出してください。